

～江田島支所・議会事務局・監査委員事務局・企業局が対象～
江田島庁舎耐震改修工事に伴う部署の仮移転について
 問政策推進課 ☎(40) 2778

江田島庁舎耐震改修工事に伴い、次の部署が、隣接する江田島保健センターへ仮移転します。移転期間は、平成29年3月中旬ごろまでの予定です。市民の皆さまには大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

業務開始日、移転部署および移転先

業務開始日	移転部署	現配置 (江田島庁舎)	移転先 (江田島保健センター)	
5月30日(月)～	江田島支所	1階	1階	
	企業局			水道業務課
				水道施設課 下水道課
議会事務局	2階	2階		
監査委員事務局・公平委員会事務局 局・固定資産評価委員会事務局				

移転部署の連絡先

移転部署	電話	FAX
江田島支所	(42) 1111	(42) 4025
企業局	水道業務課	(42) 3311
	水道施設課	(42) 3311
	下水道課	(42) 3911
議会事務局	(42) 6310	(42) 6315
監査委員事務局・公平委員会事務局 局・固定資産評価委員会事務局	(42) 1114	(42) 6315

▶江田島保健センター



平成28年
税制改正
 主なものを紹介

問税務課 ☎(40) 2765
 税制改正のうち、軽自動車
 税のグリーン化特例の延長に
 ついては4月号でお知らせし
 ましたが、引き続き、主要な
 改正をお知らせします。

空き家を譲渡した場合の特例

控除の特例
 空き家対策の一環とし
 て、「相続した家屋・敷地」
 「家屋を除却した土地」を一
 定の条件のもとに譲渡したと
 きは、3千万円控除の特例を
 適用(税金を軽減)すること
 ができることになりました。

主要要件
 ◎昭和56年5月31日以前に建
 築されたもので、相続発生時
 に被相続人しか居住していな
 かったこと。
 ◎譲渡価格が1億円以下であ
 ること。
 ◎相続から譲渡するまでの間、
 事業・貸付け・居住の用に供
 されていないこと。
 ◎その家屋に耐震性がない場
 合、耐震リフォームしている
 こと。

医療費控除の特例

「スイッチOTC薬控除」
 を創設し、1年間の薬の購入
 額が1万2千円を超えた場合、
 8万8千円を限度に、所得控
 除されることになりました。

対象者
 健康の維持増進等のため、
 特定健康診断、予防接種、定
 期健康診断、健康診断、がん
 検診を行っている人が対象で
 す。
 スイッチOTC薬とは？
 薬局・ドラッグストアなど
 で販売されている医薬品のこ
 とで、解熱鎮痛剤、かぜ薬、
 ビタミン剤などがあります。

医療費控除との調整
 医療費控除との併用はでき
 ません。



三世代同居に対応した
 住宅リフォームの特例

三世代同居のための改修
 工事を行った場合、次のと
 おり、税額控除が受けられ
 るようになります。

控除の内容
 次のいずれかを適用します。
 ①ローン控除
 対象工事のローン(5年
 以上)の年末残高の1千万
 円以下の部分について、表
 ①の計算式で算出した額
 ②税額控除の特例
 三世代同居対応改修工事
 の標準的な工事費の10%
 (限度額25万円)をその年
 分の所得税の額から控除し
 ます。

～「日本の経済力」を明らかに～
経済センサスー活動調査にご協力を
 問秘書広報室 ☎(40) 2763

経済センサスー活動調査とは

全ての事業所および企業(国・地方公共団体等を
 除く)を対象にした「日本の経済力」を知るための
 調査です。結果は国内総生産(GDP)・都道府県
 民所得等の推計に利用されるほか、地域の産業振
 興・商店街活性化のための施策などの基礎資料に利
 用されます。

調査方法

5月下旬に調査員が事業所に伺い調査票を配付し、
 6月上旬に調査票を回収します。複数の事業所を有
 する企業については、国が直接調査票を郵送します。
 調査基準日 平成28年6月1日(水)

調査内容

従業者数などの基本的な項目のほか、売上高や費
 用などの経理事項等を調査します。

結果の公表

速報集計結果は、平成29年5月末に公表する予定
 です。産業共通事項は、平成30年6月末までに順次
 公表され、産業別事項は平成29年9月から順次公表
 されます。結果は、インターネットなどで見ることが
 できます。

～犯罪の再発防止と安全確保に～
防犯カメラの臨時設置
 問危機管理課 ☎(40) 2218

犯罪および犯罪と思われる事案が発生した場合に
 再発防止および安全確保を目的として防犯カメラの
 臨時設置をおこなっています。詳しくは、危機管理
 課までお問い合わせください。



表① 控除額=ローン残高×控除率

	ローン残高	期間	控除率
A 増改築工事費	1千万円以下	5年	1%
B うち、三世代同居対応改修工事費	250万円以下	5年	2%

※A 増改築工事費は7万5千円、B 三世代同居対応改修工事費は、
 5万円を上限とし、毎年12万5千を上限とする(最高、5年で62.5万
 円を上限)。

工事の要件
 ◎右の対象工事のいずれかを
 増設すること。
 ◎改修後、上記の対象工事を
 2つ以上行うこと。
 ◎工事費用が50万円以上であ
 ること。
 期間 平成28年4月1日～平
 成31年6月30日

固定資産税の特例
 償却資産

平成28年度から(中小企業
 が取得する新規の機械装置に
 ついて、3年間、固定資産税
 を2分の1に軽減する制度が
 設けられました。

対象者

・ 資本金の額または出資金の
 額が1億円以下の法人
 ・ 資本または出資を有しない
 法人の場合、常時使用する従
 業員の数が千人以下の法人
 ・ 常時使用する従業員の数が
 千人以下の個人

対象となる機械装置

次のすべてに該当するもの
 ・ 販売開始から10年以内のも
 の
 ・ 旧モデル比で生産性(単位
 時間当たりの生産性、精度、
 エネルギー効率等)が年平均
 1%以上向上するもの
 ・ 1台または1基の取得価額
 が160万円以上のもの
 適用期間
 中小企業の生産性向上に関
 する法律の施行の日から3年
 間